

○建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

昭和42年4月5日

市規則第24号

改正 昭和44年7月22日市規則第76号

昭和49年3月27日市規則第24号

平成6年3月31日市規則第49号

平成12年12月28日市規則第195号

令和8年3月31日市規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和42年市条例第11号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設を要しない建築物)

第2条 条例第3条第2項の規定による駐車施設を要しない建築物は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校及び幼稚園並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する乳児院及び保育所とする。

(駐車施設の区画)

第3条 駐車施設は、駐車のために供する部分及び車路は明確に区分するとともに、駐車のために供する部分を1台ごとに区分しなければならない。

(駐車施設の表示)

第3条の2 駐車施設の所有者又は管理者は、条例第6条第2項の車椅子使用者のための駐車施設であることを見やすい方法により表示するよう努めなければならない。

(特殊の装置)

第4条 条例第6条第3項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が有効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものは、当該特殊の装置について駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が同令第2章第1節の規定による構造若しくは設備と同等以上の効力があると認めたもの又はこれらと同等以上の効力を有するものとする。

(隔地駐車施設の承認申請)

第5条 条例第8条第2項の規定による駐車施設の設置の承認を受けようとする者は、隔地駐車施設(変更)承認申請書(様式第1号)1通、隔地駐車施設(変更)承認・不承認通知書(様式第2号)1通及び駐車施設調書(様式第3号)2通に別表に掲げる図面2部を添付して市長に提出し

なければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(隔地駐車施設の承認通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について承認又は不承認を決定したときは、隔地駐車施設(変更)承認・不承認通知書に所要事項を記載して申請者に通知するものとする。

(届出)

第7条 条例第9条の規定に基づき駐車施設の附置に関して市長に届け出ようとする者は、駐車施設(変更)届出書(様式第4号)及び駐車施設調書(様式第3号)各2通に別表に掲げる図面2部を添付して市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(工事完了届)

第8条 前条により届け出たものは、工事完了後速やかに駐車施設工事完了届(様式第5号)2通を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第8条の2 条例第10条の2の規定により駐車施設を廃止した者は、駐車施設廃止届(様式第5号の2)2通を市長に届け出なければならない。

(立入検査の際の身分証票)

第9条 条例第12条第2項の規定による職員の身分を示す証票は、様式第6号に定めるところによる。

(措置命令)

第10条 条例第13条に規定する駐車施設の附置、設置又は原状回復その他当該違反を是正するための措置命令は、様式第7号に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則(昭和44年市規則第76号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年7月12日から適用する。

附 則(昭和49年市規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年市規則第49号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成12年市規則第195号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（令和8年市規則第32号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第5条，第7条関係)

用途	図面の種類	明示すべき事項
第5条による承認 用	附近見取図	方位，道路，目標となる地物及び位置，並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	配置図	縮尺，方位，敷地境界線，位置，駐車施設内外の車路及びその幅員，並びに敷地が接する道路及びその幅員
	各階平面図	縮尺，方位，間取，規模，各部の用途並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
第7条による届出 用	附近見取図	方位，道路，目標となる地物及び位置
	配置図	縮尺，方位，敷地境界線，位置，駐車施設内外の車路及び幅員，並びに敷地が接する道路及び幅員
	各階平面図	縮尺，方位，間取，規模，各部の用途並びに駐車施設内外の車路及び幅員
	求積図及び面積計算書	用途別床面積

(注) 条例第8条第2項の規定により駐車施設を設置しようとする場合は，当該建築物の配置図，各階平面図もあわせて添付すること。